

介護老人保健施設ぶんすい 指定居宅介護支援事業所

運 営 規 程

介護老人保健施設ぶんすい指定居宅介護支援事業所の運営について、厚生省令第38号(平成11年3月31日)指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準により、次のとおり定めるものとする。

(事業の目的)

第1条 この事業所は、介護保険法、老人福祉法の理念に基づき要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供され、在宅介護が継続できるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営方針を次のように定める。

1. この事業所は、被保険者が要介護状態となった場合可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われる。
2. この事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対し、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認しその支援も行う。
3. この事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供できるよう事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画が提供されるよう配慮し努める。
4. この事業所は、市町村からの介護認定調査の委託を受けた場合は、公正、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、適切なサービスの計画ができるようにする。
5. この事業所は、利用者の思想及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類が特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。
6. この事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
7. この事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は介護老人保健施設ぶんすいと称する。

(事務所の配置)

第4条 事務所は、新潟県燕市笈ヶ島104番地5の介護老人保健施設ぶんすい内に事務所を設置する。

(実施主体)

第5条 事業所の実施主体は、社会福祉法人 長岡福祉協会とする。

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第6条 事業者は、管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務の内容を次のように定める。

1. 管理者 1 名（常勤職員）（介護支援専門員と兼務）
所属職員を指揮監督し、適切な事業運営が行われるように統括する。
2. 介護支援専門員 1 名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
3. 職員の資質向上のために研修を確保する。
4. 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

(営業及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 毎週月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月31日～1月3日）を除く日とする。ただし、休日であっても緊急性の高い場合は、必要に応じて相談業務を行う。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、営業時間外でも緊急性の高い場合は、必要に応じて相談業務を行う。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第8条 居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

1. 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は当事業所内相談室にて行う。ただし、利用者の希望により利用者の居宅においても行う事とする。
2. 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
3. 居宅サービス計画作成に際しては次の事項を留意、配慮する。
 - (1) 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。
なお、課題分析は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う事とし、面接に先立ち、面接の主旨や目的を十分に説明し、理解を得るようにする。課題分析票の種類は、MDS-HC方式、三団体ケアプラン策定研究方式等、時代に即応したものとする。
 - (2) 利用者及び家族の希望や、課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供体制を勘案し、提供されるサービスの目的及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画を作成する。
 - (3) 前項により作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否な

どについて利用者及びその家族に対して、十分な説明を行い、文書により同意を得ることとする。

- (4) 居宅サービス計画は主治医の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成する事とする。
- (5) 指定居宅サービスの提供が特定の時期又は特定の種類若くは特定の事業所に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。
- (6) 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず、保険給付対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も努めて盛り込むよう配慮する。
- (7) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実施した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連携を密に行い、サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整などの便宜を図る事とする。

また利用者が介護保険施設等への入所を希望し、また居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設への紹介などの便宜を図る事とする。

- (8) 居宅介護支援の提供にあつては、親切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、理解しやすいよう説明することとする。
4. サービス担当者会議開催場所について、原則として事業所内で行う。ただし、必要に応じて利用者の居宅や他居宅サービス事業所等で開催する。
 5. 居宅訪問の頻度

居宅サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後、サービス提供状況及びサービス変更の必要性などを確認するために訪問を行う。

利用者の容体が安定しており、かつ介護サービスが計画に従って順調に提供されている場合、1ヶ月に1回を目途として訪問する。

なお、これにかかわらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護度に変更があった場合は、要介護者の状態把握できるよう、必要に応じて訪問頻度を高めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 居宅介護支援事業を提供した場合、利用料は厚生労働大臣が定める基準とする。

1. 法定代理受領の時は、利用者負担は無料とする。
2. 法定代理受領以外の時は、介護報酬上の告示額とする。
3. 前第2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。

燕市、長岡市、弥彦村、見附市、三条市

(苦情処理等)

第11条 苦情処理等について次のとおりとする。

1. 居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自ら居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速、適切かつ確実に対応し、必要な措置を講ずる事とする。
2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
4. 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
5. 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

（個人情報保護の保護）

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

1. 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、知り得た秘密の保持を行うものとする。
2. 居宅介護支援事業者は、知り得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。サービス担当者会議等での外部への個人情報提供については利用者の同意を、利用者家族の個人情報提供については、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営)

第16条 その他の運営に関する事項を次のようにする。

1. 居宅介護支援事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務態勢を整備する。
2. 居宅介護支援事業者及びその従業員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
3. 居宅介護支援事業者及びその従業員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用させる事を対象として、当該居宅サービス事業者から金品その他財産上の利益を収受してはならない。
4. 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
5. 居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の居宅介護支援の記録を整理しておくとともに、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(施行日時)

第17条 この規定は平成12年4月1日から施行する。

この改定規程は平成18年3月20日から施行する。

この改定規程は平成21年4月1日から施行する。(利用者料金表の変更)

この改定規程は平成24年4月1日から施行する。(タイトルに指定居宅介護支援事業所の追加、提供方法及び内容の整理、利用料その他の費用の訂正、苦情処理項目の追加、個人情報保護項目の追加(その他運営から別項目へ))

この改定規程は令和5年4月1日から施行する。(運営の方針の一部追加、虐待防止に関する事項の追加、事業継続計画の策定等の追加、衛生管理の追加)

この改定規程は令和6年4月1日から施行する。(利用料その他の費用の額の変更)

この改定規程は令和8年6月1日から施行する。(利用料その他の費用の額の変更)